

交通安全および免許取得に関する規程

第1条（目的）

この規程は、自己および他人の生命の安全を図り、学校生徒ならびに社会生活の秩序を保ち、生徒の交通道徳を高揚し、交通違反、交通事故の予防、車両を使用する生徒の安全運転の徹底を期することを目的とする。

第2条（車両の運転について）

1 自転車

交通規則を守り、特に2人乗りや無灯火運転などはしないこと。また、未整備自転車を使用しないこと。

2 原動機付自転車、自動二輪車および自動車

(1) 在学中は禁止する。家庭においても運転することは認めない。

(2) 道路外であってもいかなる車両の運転も認めない。

第3条（車両通学について）

1 列車・バス通学

(1) 列車・バス通学の生徒は通学区間を担当に申し出ること。

(2) 乗車の時には秩序正しく行き、乗車中は車内の道徳を守ること。

(3) 不正乗車および乗車券の改ざんはしないこと。

2 自転車通学について

(1) 自転車通学を希望する生徒は、あらかじめ自転車通学願を提出し、担任、生徒指導部を経由して学校長の許可を得ること。

(2) 自転車通学の許可を得た生徒は学校で行う整備点検を受け、本校所定のステッカーを貼付すること。

(3) 通学期間については前期始業式後（生徒指導部が指定した日）より凍結や降雪、その他走行困難、危険と判断する日までとする。

(4) 整備不良、2人乗り、無灯火等について再三にわたって注意を受けた者については、自転車通学許可を取り消す場合もある。

第4条（運転免許取得について）

1 運転免許取得を希望する場合は事前に保護者と学校とが、その必要性について十分な話し合いをすること。

※運転免許取得の許可基準

◎原動機付自転車および自動二輪車

免許の取得は一切禁止

◎自動車

(1) 取得は3年の冬季休業以降とする。

ただし、特別活動に支障のない限り進路が決定した者から11月中旬より許可する。

(2) 自宅から通学できる範囲の自動車学校であること。ただし、特別の事情のある者は保護者と学校で協議し決定する。

(3) 過去に無免許運転をした者は認めない。

(4) 怠学の者および卒業考査一週間前・考査中の通学は認めない。

(5) 運転免許取得後は、ただちに学校にその旨を伝え、保護者が責任をもって保管する。

(6) 授業を欠いての仮免許・本免許取得のための通学は認めない。

(7) 授業料は通学開始時期までに完納されていること。

(8) 卒業が見込める者

第5条（交通安全の参加について）

生徒会活動の中にも交通に関する問題を取り入れ、特に交通道徳に関する問題を提起し、生徒全体に対して交通安全意識の高揚に務める。

第6条（交通事故の届出について）

交通事故の加害者・被害者は、速やかに学校へ申し出ること。

第7条（違反処置について）

道路交通法および交通安全に関する規程に違反した場合の処置は、懲戒規程にしたがって指導する。

第8条（運用）

運用にあたって特別の場合には職員会議で別途協議する。